

広島県告示第千十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十二年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
グリーンヒルズ株式会社	グリーンヒルズ株式会社	安芸郡府中町茂陰一丁目一〇番二一號	グリーンヒルズ居宅介護支援事業所	安芸郡府中町茂陰一丁目一〇番二一號	平成二二年一〇月三二日
医療法人叙叙会	医療法人叙叙会	福山市南蔵王町五丁目一四番五號	福山第一ケアプランセンター	福山市南蔵王町五丁目一四番五號	平成二二年一月一日
株式会社セレクト	株式会社セレクト	広島市中区八丁堀六番一〇號	株式会社セレクト居宅介護支援事業所	広島市中区八丁堀六番一〇號	平成二二年一月三〇日
株式会社アトラス	株式会社アトラス	広島市安佐北区小河原町一一三〇番地二一	居宅介護支援事業所アトラス	広島市安佐北区小河原町一一三〇番地二一	平成二二年一月三〇日